

がんばるリノベ応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市への定住を目的に、萩市空き家情報バンク制度に登録された物件（以下「登録物件」という。）を購入又は賃借した者に対し、がんばるリノベ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 萩市空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク制度」という。）に登録した一戸建住宅をいう。
- (2) U J I ターン世帯 定住する意思を持って萩市内に転入した世帯であつて、転入した日から1年を経過しない世帯（事業完了後1か月以内に転入する予定の者を含む。）
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンク制度を利用し、空き家を購入又は賃借した者
- (2) U J I ターン世帯であつて、18歳以下の子どもを有する者、又は年齢が55歳以下の者
- (3) 購入又は賃借した空き家の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者
- (4) 補助金の交付を受けようとする空き家の改修に対して、国、県又は市の他の類似制度による補助金等を受けていない、又は受けようとしていない者
- (5) 補助金の交付を申請した日から5年以上定住する意思のある者
- (6) 市税等の滞納がない者
- (7) 本人又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等）に属さない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- 2 補助金の交付回数は、同一人（その者と現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）に対して1回限りとする。
- 3 補助金は、同一物件に対して1回限り交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、がんばるリノベ応援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交

付を適当と認めるときは、予算の範囲内において、交付すべき補助金額を決定し、がんばるリノベ応援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとし、補助金の交付をしないと決定したときは、がんばるリノベ応援事業補助金非該当通知書（別記第3号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定通知を受けた交付決定者は、交付を受けようとするときは、がんばるリノベ応援事業請求書（別記第4号様式。以下「請求書という。」）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、請求書を受理した場合は、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| | |
|---------|---|
| 補助対象経費 | <p>自ら行う空き家の改修工事に係る経費</p> <p>【対象経費】 直営工事の原材料購入費：木材、塗料、セメント、釘、管、その他工事に必要な原材料費</p> |
| 対象経費の内容 | <p>対象となる改修は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 既存住宅の増築・改築工事</p> <p>(2) 浴室、台所、洗面所、トイレの改修等</p> <p>(3) 給水・排水設備工事</p> <p>(4) ガス・給湯設備工事</p> <p>(5) 電気設備工事</p> <p>(6) 屋根の葺替え、塗装、防水工事</p> <p>(7) 外壁の張替え、塗装工事</p> <p>(8) 部屋の間仕切りの変更、新設工事</p> <p>(9) 床、内壁、天井の張替え等内装工事</p> <p>(10) ふすま、障子の張替え、畳の取替え</p> |
| 補助金額 | <p>補助率1/2、上限30万円</p> <p>ただし、申請額の1/2以上が木材費であり、かつ、萩地域木材使用の場合は10万円を加算し上限40万円とする</p> |